

# 令和6年度の 村・道民税の主な改正についてお知らせいたします。

## 1. 個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

### (1) 対象の納税義務者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者（均等割のみ課税となる方、個人住民税非課税の方は対象外です。）

### (2) 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

(※1) 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

(※2) 定額減税額が対象となる方の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。

(※3) 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

### (3) 徴収方法

#### ① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は特別徴収を行わず、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で特別徴収します。

#### ② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

#### ③ 普通徴収の場合

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月納期分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月納期分）以降の税額から順次控除されます。

※減税対象外の方は、従前どおり6月分から特別徴収します。

#### (4) その他

- ①減税額については、納税通知書で確認することができます。
- ②定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ③ふるさと納税の特例控除額の控除上限額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税の特別控除が適用される前（調整控除後）の額となります。
- ④減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。対象となる方には、詳細が決まり次第、村からお知らせを送付する予定です。

## 2. 森林環境税の創設

パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）及び森林環境譲与税（地方譲与税）が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税されます。

その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度以降、復興特別税として均等割に村民税・道民税にそれぞれ年間500円、計1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了となります。

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）	—	1,000円
村民税均等割	3,500円	3,000円
道民税均等割	1,500円	1,000円
均等割計	5,000円	5,000円

### 3. 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の統一について

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度（令和5年分）からは、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

この改正により、所得税で上場株式等の配当所得や譲渡所得を確定申告すると、これらの所得は個人住民税においても所得に算入され、配偶者控除や扶養控除などの判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響がでる場合があります。

### 4. 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度の個人住民税より、年齢30歳以上69歳以下の国外居住親族については、次のいずれかに該当する場合のみ扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象となります。

- ①留学により非居住者になった人
- ②障害者
- ③扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人